

長野県告示第596号

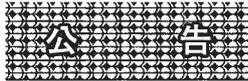
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 街化区域
平成24年長野県告示第86号で定めた塩尻都市計画市街化区域に塩尻市大字大門の一部及び大字広丘郷原の一部を加える
 - (2) 市街化調整区域
塩尻都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び塩尻市役所

都市・まちづくり課



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画振興部地域振興課、長野県松本地方事務所及び塩尻市役所において一般の閲覧に供します。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)
農業地域	463,584	34.2	463,570	34.2

地域振興課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成28年10月18日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コールサービスぎずな
- 3 代表者の氏名
北島 光則
- 4 主たる事務所の所在地
長野市松代町大室1500番地35
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して安否確認のコールサービスや交通弱者への各種支援、困り事など日常生活の様々なサポートに関する事業を行い、地域の振興及び福祉の増進に寄与する事を目的とする。

県民協働課

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、塩尻市役所において縦覧に供します。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

農業振興地域名	変更区域	変更面積 (ha)	
		増	減
塩尻	塩尻市大字大門の一部及び大字広丘郷原の一部	-	14

農業政策課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可しました。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 組合の名称
塩尻市塩尻駅北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成28年10月27日から平成35年3月31日まで
- 3 施行地区
塩尻市大字大門字桔梗ヶ原及び大字広丘郷原上原、字桔梗ヶ原の各一部
- 4 事務所の所在地
塩尻市大字広丘郷原新田215番地12 塩尻市農業協同組合広丘支所内
- 5 設立認可の年月日
平成28年10月27日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

塩尻市役所の掲示板に掲示する

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年10月27日

長野県佐久地方事務所長 佐藤 則之

1 許可番号

平成28年2月22日 長野県佐久地方事務所指令27佐地建第26-16号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字北熊沢1558-1、1558-4、1558-5、1558-6、1558-7、1560-1、1560-2、1561-1、1561-5、1558-1先、字藤代3689-3、3689-8、3689-9の内、3690-3、3690-3先

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

栃木県小山市卒島1293

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年10月27日

長野県上小地方事務所長 笹沢 文昭

1 許可番号

平成28年7月11日 長野県上小地方事務所指令28上小地建第43-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市緑が丘三丁目71-7、71-10

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市鶴賀緑町1418 大建鶴賀第一ビル

株式会社大建 代表取締役 増田 梯造

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年10月27日

長野県上伊那地方事務所長 堀田 文雄

1 許可番号

平成28年10月5日 長野県上伊那地方事務所指令28上伊地建第37-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡宮田村1806-1、1807

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡宮田村6634-1

株式会社ニッコー 代表取締役 鷹野 準

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年10月27日

長野県松本地方事務所長 吉川 篤明

1 許可番号

平成28年5月27日 長野県松本地方事務所指令28松地建第20-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市三郷温3042-1、3042-3、3044-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市三郷小倉3941

有限会社ノモト 取締役 野本 正夫

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年10月27日

長野県長野地方事務所長 塩谷 幸隆

1 許可番号

平成28年10月11日 長野県長野地方事務所指令28長地建第17-12号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字虫送3500-7の内(第一工区)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市川中島町原1111

株式会社コヤマ 代表取締役社長 小山 隆宏

都市・まちづくり課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年10月27日

長野県佐久地方事務所長 佐藤 則之

1 指定番号 佐久第358号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 平成28年10月7日

4 指定道路の位置 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字南岡1065-64、1065-67、1065-70

5 指定道路の延長 34.99メートル

6 指定道路の幅員 4.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年10月27日

長野県上伊那地方事務所長 堀田文雄

- 1 (1) 指定番号 上伊那第569号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成28年9月27日
- (4) 指定道路の位置 上伊那郡南箕輪村字中野原8306-103
- (5) 指定道路の延長 74.50メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.02メートル
- 2 (1) 指定番号 上伊那第570号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成28年9月29日
- (4) 指定道路の位置 駒ヶ根市赤穂12400-4、12400-5、12400-9、12489-1、12489-9、12489-11、12401-2
- (5) 指定道路の延長 38.67メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.13メートル
- 3 (1) 指定番号 上伊那第571号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成28年10月3日
- (4) 指定道路の位置 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字芝宮12269-9
- (5) 指定道路の延長 37.20メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.05メートル

建築住宅課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年10月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
12月7日 (水)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎502号会議室	60名
12月18日 (日)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館集会室 ステージ側	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課